

(5)断面図 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P39

根拠条文	番号	明示すべき事項		備考(県独自の内容等)
断面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表 1)		<input type="checkbox"/>	縮尺	
		<input type="checkbox"/>	地盤面	
	5-1	<input type="checkbox"/>	各階の床及び天井(天井のない場合は、屋根)の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ	
基礎、屋根ふき材等 (法第20条、令第3章第2節)		<input type="checkbox"/>	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法	
		<input type="checkbox"/>	広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法	
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)		<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
床の防湿方法、階段の構造など (法第36条、令第2章第2節、第3節)		<input type="checkbox"/>	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法	
		<input type="checkbox"/>	換気孔の位置	
		<input type="checkbox"/>	ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況	
		<input type="checkbox"/>	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造	

(6)地盤面算定表 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P41

根拠条文	番号	明示すべき事項		備考(県独自の内容等)
平均地盤面の算定 (規則第1条の3第1項の表 1、令第2条第2項)	6-1	<input type="checkbox"/>	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ	
	6-2	<input type="checkbox"/>	平均地盤面を算定するための算式	

(7)構造詳細図 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P43

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
詳細図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1) [構造詳細図から転記]		<input type="checkbox"/> 縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	
基礎の構造 (法第20条、令第3章第2節) [令第38条第3項若しくは第4項または令第39条第2項若しくは第3項の規定に適合することの確認に必要な図書から転記]	7-1	<input type="checkbox"/> 令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法(平12 建告第1347号建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件)を用いるものとしなければならない。	
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)	7-2	<input type="checkbox"/> 屋根ふき材の種別	
	7-3	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法	
補強コンクリートブロック造の塀 (令第3章第4節の2)		<input type="checkbox"/> 塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
		<input type="checkbox"/> 帳壁の材料の種別及び構造方法	
		<input type="checkbox"/> 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
法第22条区域内の建築物の屋根 (法第22条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	7-4	<input type="checkbox"/> 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法	鳥取市、米子市、倉吉市の指定区域のみ
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	7-5	<input type="checkbox"/> 延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	鳥取市、米子市、倉吉市の指定区域のみ
法第61条の規定が適用される建築物 (法第61条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]		<input type="checkbox"/> 【追加】主要構造部の断面、材料の種別及び寸法	

(8)壁量判定 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P45

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
壁量基準 (法第20条、令第3章第3節、令第46条第4項) 明示すべき事項：令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 <small>規則第1条の3第1項 表2によれば、壁量基準に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。</small>	8-1	<input type="checkbox"/> 各階床面積	⇒ P82
	8-2	<input type="checkbox"/> 床面積に乗ずる値	
	8-3	<input type="checkbox"/> 地震力に対する必要壁量(各階)	
	8-4	<input type="checkbox"/> 見付面積(各階・各方向)	⇒ P87
	8-5	<input type="checkbox"/> 見付面積に乗ずる値	
	8-6	<input type="checkbox"/> 風圧力に対する必要壁量(各階・各方向)	
	8-7	<input type="checkbox"/> 存在壁量(各階・各方向)	⇒ P89
	8-8	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等の種類、仕様一覧	
	8-9	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等の配置、長さ、柱位置、開口部の位置	
	8-10	<input type="checkbox"/> 耐力壁図と集計表の整合	—
	8-11	<input type="checkbox"/> 壁量判定	⇒ P95
	8-12	<input type="checkbox"/> 準耐力壁等の必要壁量に対する割合	⇒ P95
平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1) [平面図から転記]	8-13	<input type="checkbox"/> 壁及び筋かいの位置及び種類	
	8-14	<input type="checkbox"/> 通し柱及び開口部の位置	
木造建築物における部材の位置等 (令第3章第3節) [平面図から転記]	8-15	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) [平面図から転記]	8-16	<input type="checkbox"/> 耐力壁及び非耐力壁の位置	

(9) 四分割法判定 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P51

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
壁配置のバランス(四分割法) (法第20条、令第3章第3節、令第46条第1項、第4項) 明示すべき事項：令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 規則第1条の3第1項 表2によれば、四分割法に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。 </div>	9-1	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積	⇒ P97
	9-2	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積の根拠となる図と計算表	
	9-3	<input type="checkbox"/> 地震力算定用係数	
	9-4	<input type="checkbox"/> 側端部分の地震力に対する必要壁量（各階・各方向）	⇒ P98
	9-5	<input type="checkbox"/> 耐力壁の壁倍率	
	9-6	<input type="checkbox"/> 耐力壁の長さ	
	9-7	<input type="checkbox"/> 側端部分の存在壁量（各階）	
	9-8	<input type="checkbox"/> 耐力壁の種類	⇒ P98
	9-9	<input type="checkbox"/> 耐力壁の配置	
	9-10	<input type="checkbox"/> 壁量充足率	—
	9-11	<input type="checkbox"/> 充足率判定	⇒ P98
	9-12	<input type="checkbox"/> 壁率比	
	9-13	<input type="checkbox"/> 壁率比判定	
	9-14	<input type="checkbox"/> 四分割法判定	

(10) 柱頭柱脚金物判定 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P55

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
柱頭柱脚の接合方法(N値計算法) (法第20条、令第3章第3節、令第47条第1項) 明示すべき事項：令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 規則第1条の3第1項 表2によれば、柱頭柱脚の接合方法(N値計算法)に関する明示すべき事項については「令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。 </div>	10-1	<input type="checkbox"/> N値計算表(各階)	⇒P100 横架材の上端の相互間の垂直距離(マニュアルP.101)
	10-2	<input type="checkbox"/> 対象となる柱の位置と計算表の対応	
	10-3	<input type="checkbox"/> 耐力壁の壁倍率	
	10-4	<input type="checkbox"/> 耐力壁の種類と配置	
	10-5	<input type="checkbox"/> 壁倍率の差(A1、A2)	
	10-6	<input type="checkbox"/> 補正值(筋かいの場合)	
	10-7	<input type="checkbox"/> 出隅柱の判別	
	10-8	<input type="checkbox"/> 周辺部材の押さえ効果を表す係数(B1、B2)	
	10-9	<input type="checkbox"/> 鉛直荷重による押さえ効果を表す係数(L)	
	10-10	<input type="checkbox"/> 決定N値	
	10-11	<input type="checkbox"/> N値に応じた接合金物の仕様	
柱頭柱脚の接合方法(告示の仕様)とする場合 (法第20条、令第3章第3節、令第47条第1項) 明示すべき事項：令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	<input type="checkbox"/>	【追加】 耐力壁の種類と配置	⇒P103
	<input type="checkbox"/>	【追加】 対象となる柱の位置と表の対応	
	<input type="checkbox"/>	【追加】 耐力壁の壁倍率	
	<input type="checkbox"/>	【追加】 耐力壁の種類と配置	
	<input type="checkbox"/>	【追加】 出隅柱の判別	
<input type="checkbox"/>	【追加】 告示に応じた接合金物の仕様		

(11)給排水衛生・電気設備図 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P59

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
配置図、平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	/	<input type="checkbox"/> 縮尺・方位	
		<input type="checkbox"/> 間取、各室の用途及び床面積	
水洗便所 (法第31条第1項) [配置図から転記]	11-1	<input type="checkbox"/> 排水ますの位置	バリアフリー法及びふくまち条例で対象となる用途の場合は、必要な設備について明示
電気設備 (法第32条)	11-2	<input type="checkbox"/> 常用の電源の種類及び位置	
給排水その他配管設備の設置等 (法第36条、令第129条の2の4)	11-3	<input type="checkbox"/> 配管設備の種類、配置及び構造	
	11-4	<input type="checkbox"/> 配管設備の末端の連結先	
	/	<input type="checkbox"/> 給水管、配水管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置	
	/	<input type="checkbox"/> 給水管の止水弁の位置	
	11-5	<input type="checkbox"/> 排水トラップ、阻集器及び通気管の位置	

(12)換気・採光計算書 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P61

①採光計算書

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
居室の採光 (法第28条第1項及び第4項) [配置図から転記]	12-1	<input type="checkbox"/> 居室の採光(法第28条第1項)に規定する開口部の位置及び面積	県取扱い:建築基準法第28条第4項の取扱い(2室採光)
	12-2	<input type="checkbox"/> 居室の床面積	
	12-3	<input type="checkbox"/> 開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法	

②必要有効換気量を算出した際の計算書

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
必要有効換気量の算出 (法第28条第2項から第4項)	12-4	<input type="checkbox"/> 必要有効換気量及びその算出方法	
必要有効排煙上の無窓居室 (法第35条、令第116条の2)	/	<input type="checkbox"/> 【追加】必要有効排気量(天井から80cm以内で外気に開放できる開口部の面積)及びその算出方法	令第116条の2第1項第二号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積

③有効換気量または有効換気換算量を算出した際の計算書

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
換気回数の検討(シックハウス等対策) (法第28条の2、令第20条の7、8)	12-5	<input type="checkbox"/> 有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法	県取扱い:鳥取県におけるシックハウス対策の取扱い 記載の別紙等の添付
	12-6	<input type="checkbox"/> 換気回数及び必要有効換気量	

(参考)構造の安全性を確認するチェックリスト

構造の安全性のチェックの内容は、下表のとおりです。各内容の詳細はマニュアルの解説を参照してください。また、表中の「ただし書き」の内容は、P.169 の図書を参考にしてください。

確認申請・審査マニュアル P79

表3- 1 構造の安全性を確認するチェックリスト

確認項目	確認内容	根拠法令等	解説
1 壁量の確保 (壁量基準)	<input type="checkbox"/> 階ごと、方向ごとに、存在壁量が地震力及び風圧力に対する必要壁量以上であることを確認	令第46条第1項、第4項	P. 82
2 壁配置のバランス (四分割法)	<input type="checkbox"/> 四分割法により耐力壁・準耐力壁等の配置のバランスを確認□ただし書きによる構造計算	令第46条第4項	P. 96
3 柱頭・柱脚の接合方法	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等が取り付けられている柱の柱頭・柱脚は、発生する応力に耐えられる接合方法(平 12 建告第 1460 号) <input type="checkbox"/> N 値計算法 <input type="checkbox"/> 告示の仕様 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第47条第1項	P. 100
4 柱の小径等	<input type="checkbox"/> 柱の小径は横架材相互間の垂直距離×算定式による割合以上 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第43条第1項	P. 108
	<input type="checkbox"/> 柱の有効細長比が 150 以下	令第43条第6項	P. 112
	<input type="checkbox"/> 柱の断面積の 1/3 以上を欠き取る場合には金物等により補強	令第43条第4項	P. 114
	<input type="checkbox"/> 2 階建ての隅柱または隅柱に準ずる柱は通し柱、または同等以上の補強	令第43条第5項	P. 114
5-1 基礎の仕様	<input type="checkbox"/> 基礎の構造方法・地盤の種別等を設計図書に明示	規則第 1 条の 3 表 2	P. 115
	<input type="checkbox"/> 地耐力(地盤の長期許容応力度)に応じた基礎構造を選択 <input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> ペタ基礎 <input type="checkbox"/> 基礎ぐい <input type="checkbox"/> ただし書き	令第38条	P. 117
	<input type="checkbox"/> 基礎構造ごとに定められた仕様 <input type="checkbox"/> 構造計算	令第38条 令第38条第4項	P. 117
5-2 屋根ふき材等の緊結	<input type="checkbox"/> 屋根ふき材や外装材等は、風や地震などの震動や衝撃によって脱落しないように固定	令第39条	P. 121
5-3 土台と基礎の緊結	<input type="checkbox"/> 1 階柱の下部には土台を設置 <input type="checkbox"/> ただし書き	令第42条第1項	P. 122
	<input type="checkbox"/> 土台を基礎に緊結 <input type="checkbox"/> ただし書き	令第42条第2項	P. 122
5-4 横架材の欠込み	<input type="checkbox"/> はりやけたの中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込みをしない	令第44条	P. 123
5-5 筋かいの仕様	<input type="checkbox"/> 引張り筋かいは厚さ 1.5cm以上幅 9cm以上の木材、径 9mm以上の鉄筋等を使用。圧縮筋かいは厚さ 3cm以上幅 9cm以上の木材等を使用	令第45条第1項 第2項	P. 124
	<input type="checkbox"/> 筋かい端部の仕様の選択(平12建告第1460号第1号)	令第45条第3項 令第47条第1項	P. 125
	<input type="checkbox"/> 筋かいに欠込みをしない(ただし、筋かいをたすき掛けが必要な補強を行ったときはこの限りでない)	令第45条第4項	P. 126
5-6 火打材等の設置	<input type="checkbox"/> 床組及び小屋ばり組の隅角部には、火打材等を設置(または構造用合板直張り等による剛床仕様) <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第46条第3項	P. 127
	<input type="checkbox"/> 小屋組には小屋筋かい、雲筋かいなどの振れ止めを設置 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第46条第3項	P. 128
5-7 部材の品質と耐久性の確認	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分には腐食・腐朽・摩損しにくい材料、有効なさび止め・防腐・摩損防止措置をした材料を使用	令第37条	P. 130
	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分には、節・腐れ・繊維の傾斜・丸身等による耐力上の欠点がない木材を使用	令第41条	P. 130
	<input type="checkbox"/> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造(鉄網モルタル塗り等)の地下には、防水紙等を使用	令第49条第1項	P. 131
	<input type="checkbox"/> 柱、筋かい及び土台のうち、地面から 1m以内の部分に防腐措置を行い、必要に応じて防蟻措置	令第49条第2項	P. 131
5-8 指定建築材料の JIS・JAS 等への適合	<input type="checkbox"/> 指定建築材料が JIS・JAS 等に適合	法第37条	P. 132

県条例等に係るチェックリスト

条例：鳥取県建築基準法施行条例 細則：鳥取県建築基準法施行細則 県取扱い：鳥取県が定めている運用・解釈等の取扱い

根拠条文		明示すべき事項		備考
確認申請附属書 (県とセンターに提出する町村を所在地とする建築の場合)	県取扱い	<input type="checkbox"/>	付属書に記載の内容について、各町村窓口で受付・確認済みのものを確認申請に添付する。	※町村に提出する際には附属書の鑑と配置図、平面図等を添付し、2部提出 ※4市の区域については都市計画図を添付 ※都計外でも知事が指定した要確認地域の有無確認
前面道路 ※都市計画区域内のみ	法42条	<input type="checkbox"/>	2項道路の場合は後退距離を明記 建替え等の場合の後退線内の既存の塀は撤去が必要	1項(1号・2号・3号・4号・5号) 2項 道路名 確認申請附属書と照合 道路幅員 2項道路は4m ※赤線・青線の道路占用許可書 ※新築・増築の場合、後退範囲内のCB壁撤去については各特定行政庁の取扱いによる
接道等 ※都市計画区域内のみ	法第43条、条例第6条(特殊建築物等の敷地と道路との関係)	<input type="checkbox"/>	特殊建築物の種類に応じた主要な出入り口の面する側の敷地の前面道路の幅員	県取扱い：鳥取県建築基準法施行条例第6条第1項ただし書き認定の審査基準について
	法第43条第2項認定・許可	<input type="checkbox"/>	ただし書きの認定を受けたものにあつては配置図に認定番号、認定日を記載。認定を証する書面を添付	
	条例第8条(長屋の出入口と道路との関係)	<input type="checkbox"/>	道路又は道路に通ずる幅員3メートル以上の敷地内の通路	県取扱い：鳥取県建築審査会同意案件の特例取扱規則、幅員4メートル未満の通路に接する敷地に係る建築基準法第43条第2項第2号の許可にあつては建築審査会への附議基準について、鳥取県建築基準法施行条例第6条第1項ただし書き認定の審査基準について
	条例第9条(自動車車庫等の出入口と道路との関係)	<input type="checkbox"/>	自動車車庫の面積、前面道路の幅員、横断歩道、交差点等からの距離、踏切又はトンネルからの距離	県取扱い：鳥取県建築基準法施行条例第8条における敷地内通路に面する主要な出入り口について (50mを超える自動車車庫等)
特別用途地区	法第49条	<input type="checkbox"/>	1万㎡を超える大規模集客施設の建築を制限	鳥取市、倉吉市、米子市の準工業地域
容積率 ※都市計画区域内のみ	法第52条	<input type="checkbox"/>	用途地域が複数にまたがる場合はその計算式	白地地域 400% 道路幅員W×(住居系4/10、その他6/10)= % (小数点3位を切り捨て) 申請書第3面11タに記載する容積率は小数点3位を切り上げること
建ぺい率 ※都市計画区域内のみ	法第53条	<input type="checkbox"/>	用途地域が複数にまたがる場合はその計算式	白地地域 70% 角地緩和 +10%(施行細則第11条各号による) 申請書第3面10ハに記載する建蔽率は小数点3位を切り上げ
求積図	法第52条、第53条	<input type="checkbox"/>	CADでの計測の場合は、使用したCAD名とバージョンを記載	敷地面積 延べ床面積 建築面積 端数処理：小数点第2位まで有効とし、3位以下は切り捨て(計算過程では端数処理は行わない)
小屋裏物置の取扱い	県取扱い	<input type="checkbox"/>	小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等(物置等には、各種機械室、受水槽等を含む)がある場合、当該物置等の最高の内法高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の1/2未満であれば、当該部分については階として取り扱う必要はない。また、階として取り扱わない小屋裏物置等の部分は床面積に算入しない	
バルコニー等の床面積の取扱い	県取扱い	<input type="checkbox"/>	①上部の屋根等がバルコニー等より出幅が小さい場合、上部の屋根等の先端から2.0mを超える部分を床面積に算入する ②上部の屋根等がバルコニー等より出幅が大きい場合、バルコニー等の先端の柱又は壁の中心線から2.0mを超える部分を床面積に算入する	※ただし、①・②共にバルコニーが十分外気に開放されている場合に限る (立面図に開放性を明記)
災害危険区域 ※住居の用に供する建築物	法第39条、条例第3条、細則第2条	<input type="checkbox"/>	災害危険区域が敷地に掛かる場合、区域線	※住居の用に供する建築物の場合のみ
		<input type="checkbox"/>	災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築するときは、法第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築する場合を除き、急傾斜地崩壊防止工事が施行等に該当することを証する書面(急傾斜地崩壊防止工事施工確認書)、又は特定行政庁から安全上支障がないと許可を受けたことを証する書面を添付	※「急傾斜地崩壊防止工事施工確認書」は各県土整備事務所の維持管理課に申請すること

根拠条文		明示すべき事項		備考
かけ付近の建築物 ※全ての建築物	条例第4条	<input type="checkbox"/>	高さが2メートルを超えるかけ(傾斜度が30度以上)に近接して建築する場合、1.5Hのラインを配置図に明示すること。 ただし書き許可を受けた場合、その許可書の写しを添付	・条例第4条第2項第3号に基づくかけ地に近接する建築物の認定基準(平成31年3月29日 住まいまちづくり課通知)参照 ・かけの断面図及び配置図に断面位置を記載
		<input type="checkbox"/>	かけの上又は下に建築物を建築する場合において、当該建築物の位置がかけ区域(災害危険区域を除く。)内であるときは、法第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築する場合を除き、擁壁の設置の状況を示す図書又は急傾斜地崩壊防止工事が施行等に該当することを証する書面(急傾斜地崩壊防止工施工確認書)、若しくは特定行政庁から安全上支障がないとを認定を受けたことを証する書面	※「急傾斜地崩壊防止工施工確認書」は各県土整備事務所の維持管理課に申請すること ※急傾斜地崩壊危険区域内で工事をする場合、別途各県土整備事務所に申請が必要
土砂災害特別警戒区域 (レッド区域)	法第80条の3	<input type="checkbox"/>	レッド区域が敷地に掛かる場合、区域線	※居室がある場合 ※都市計画区域外の確認申請の要否は「レッド区域内における建築物に対する建築基準法の適用についての考え方」を参照 ※レッド区域内で特定開発行為をする場合、別途各県土整備事務所に申請が必要
		<input type="checkbox"/>	法第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築する場合や擁壁等を設置する場合、図書を添付	
工場等調査	細則第2条	<input type="checkbox"/>	工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物を建築するときは、様式第1号による調査	
浄化槽	細則第2条	<input type="checkbox"/>	法第31条第2項の規定により尿(し)尿浄化槽を設置するときは、様式第2号による調査	※水源地の位置などについて事前に市町村の浄化槽担当課に相談すること
角地緩和	細則第11条	<input type="checkbox"/>	いずれかに該当することがわかるよう配置図に明示 (1) 幅員が4メートル以上の2以上の道路(その幅員の合計が10メートル以上のものに限る。)に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路に接するもの (2) 幅員が4メートル以上の道路及び公園又は広場に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路及び公園又は広場に接するもの (3) 知事が定める基準を満たす道路、河川、水路その他これらに類する土地(以下この号において「道路等」という。)に接する敷地で、その敷地の外周の長さ3分の1以上が当該道路等に接するもの	鳥取県告示第296号(平成12年5月2日) ※規則第11条第3号の知事が定める基準は、同号に規定する道路等(2以上の道路等が互いに接している場合は、それらをつつの道路等とみなす。)当該道路等が接する建築物の敷地との境界線から当該道路等の当該境界線と反対側の境界線までの距離(以下「幅員」という。)が全て4m以上であり、かつ、その幅員の平均が5m以上であることとする。

関係法令、条例等

法・条例等		明示すべき事項		備考
鳥取県福祉のまちづくり 条例関係 ※特別特定建築物の場合	規則様式等	<input type="checkbox"/>	チェックリストに該当事項をチェック 適用外の項目は斜線若しくは網掛けをする	
		<input type="checkbox"/>	福祉のまちづくり条例の対象設備を明示した図書(配置図、各階平面図、平面詳細図、設備図)	(記載が必要な内容例) 敷地内通路の幅員、仕上等 主たる出入口、車いす使用者用駐車場 視覚障害者等移動円滑化経路 出入口の幅員、廊下の幅員、車いす使用者用便房等条例の対象となる施設の仕様や寸法等 便所、昇降機の形状、仕様等条例の対象となる施設の仕様や寸法等
伝統的建造物群保存地区	条例	<input type="checkbox"/>	許可の写しを添付	倉吉市、大山町、若桜町、智頭町
盛土規制法 盛土条例		<input type="checkbox"/>	盛土規正法、盛土条例の許可証(開発許可のみなし許可を含む)、または不要であることを協議した協議書	規制対象に該当するか、盛土規制法所管課に事前相談を行うこと
都市計画法 開発許可	都市計画法第29条、 法第43条	<input type="checkbox"/>	・開発行為や建築許可がいない場合は、その許可書の写しの添付 ・開発道路の場合は配置図に完了告示番号と告示日を明記	
都市計画施設等の区域	都市計画法第53条 関係	<input type="checkbox"/>	・配置図に計画線及び許可番号・許可年月日を配置図に明記 ・都市計画法53条の規定による市町村長の許可書の写しを添付	
地区計画	都市計画法第12条 の5	<input type="checkbox"/>	市町村への届出・適合通知の写し	鳥取市:24地区(北園・覚寺地区 他)、米子市:13地区(観音寺地区 他) 境港市:2地区(境港新都市地区、渡町板橋地区)、日吉津村:2地区(樽屋北地区、富吉北地区)
臨港地区	港湾法第40条	<input type="checkbox"/>	分区内の規制	鳥取市、米子市、境港市

その他(関係法令ではないが、計画の際に気をつけるべき地域)

法・条例等	所管等
景観形成重点地域(景観法、景観形成条例、景観計画)	所管:景観行政団体(鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、三朝町、湯梨浜町)とそれ以外の区域は県 ※景観計画による制限あり
自然公園法の特別地区(自然公園法第20条)	所管:環境省 ※建蔽率、後退距離、色彩等の制限あり
漁港区域	所管:県港湾事務所 ※港湾施設の用途の制限あり
風致地区	所管:米子市(湊山風致地区)

その他は、県策定予定のマニュアル参照

(参考)確認済証交付後の建築主等の変更

根拠条文		明示すべき事項		備考
氏名等変更	細則第3条	<input type="checkbox"/>	当該確認に係る工事が完了するまでの間に、その氏名若しくは住所又は設計者、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所に変更があったときは、様式第3号による届書を建築主事に提出	※変更が生じた際は、副本とともに建築主事等への届出の提出が必要

省エネ基準に係る確認申請書類に添付する図書等のチェックリスト

(1)仕様規定による適合確認の場合

種別	記載項目	記載する設計図書の例
仕様書	<input type="checkbox"/>	仕様書
外皮	<input type="checkbox"/> 仕様基準の対象部位	平面図、断面図
	<input type="checkbox"/> 建築物の種類(建て方)	平面図
	<input type="checkbox"/> 部位の構造及び工法	平面図、断面図
	<input type="checkbox"/> 断熱材の施工法	平面図、断面図
	<input type="checkbox"/> 部位の熱貫流率	平面図、断面図、熱貫流率計算書
	<input type="checkbox"/> 部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、断面図
	<input type="checkbox"/> 開口部の熱貫流率	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> 窓の日射熱取得率	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> 付属部材の有無	平面図、断面図
	<input type="checkbox"/> ひさし、軒等の有無	断面図、立面図
暖房設備	<input type="checkbox"/> 暖房方式	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> 暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
冷房設備	<input type="checkbox"/> 冷房方式	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> 冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
換気設備	<input type="checkbox"/> 比消費電力	仕様書
	<input type="checkbox"/> 換気方式	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> ダクトの内径	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> 電動機の仕様	仕様書
照明設備	<input type="checkbox"/> 非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
給湯設備	<input type="checkbox"/> 給湯機の種類	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> 給湯機の効率等	仕様書

上表において、建材又は設備機器等の種別や性能値等を示す際は、国立研究開発法人建築研究所が定めホームページ上で公開する、技術情報(<https://www.kenken.go.jp/becc/>、以下「建研技術情報」という。)に記載するJIS等の規格に基づく種別、性能値等である必要がある。そのため、図面等においては性能値の根拠となる規格等に関する情報を明示する必要があるため留意されたい。

省エネ性能の根拠となるカタログ等の添付をお願いします。

(2)省エネ性能適合性判定による適合確認の場合

添付資料	<input type="checkbox"/>	適合性判定通知書、計画書の原本または写し
------	--------------------------	----------------------

(3)その他

省エネ適判を省略する場合

設計住宅性能評価を受けた場合(長期優良住宅の認定書及び長期使用構造等の確認書を提出する場合も同様)	<input type="checkbox"/>	宣言書	※確認申請と同時に評価書等を提出する場合は不要
---	--------------------------	-----	-------------------------

省エネ適判通知書の交付を受けたものとみなされる場合

省エネ性能向上計画認定、低炭素建築物新築等の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/>	認定証等の写し	
--------------------------------	--------------------------	---------	--

2. 確認申請様式の記載例と注意事項

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事等又は指定確認検査機関 ●●●● 様

令和7年○月○日

申請者氏名 住宅 太郎 ←

【第二面】建築主と同一としてください。
法人の場合は代表者の氏名と名称を記入してください。
複数人の建築主の場合は、全ての人を記入してください。
押印は不要です。

設計者氏名 建築 次郎 ←

【第二面】代表となる設計者の氏名を記入してください。
押印は不要です。

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

申請書 第二～三面の記載内容は、建築計画概要書 第一～二面と建築工事届と同じ項目があります。
訂正等が発生した場合は、建築計画概要書・建築工事届の訂正も忘れずをお願いします。

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ジュウタク タロウ
 【ロ. 氏名】 住宅 太郎
 【ハ. 郵便番号】 ●●●●-●●●●
 【ニ. 住所】 ●●●●市●●町●●-●●-●●
 【ホ. 電話番号】 ●●●●-●●●●-●●●●

・複数の建築主がいる場合は、別紙(追加の建築主)に記入してください。
 ・建築主の漢字、地名地番の表記等ご注意のうえ作成してください。

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (1 級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○○○ 号
 【ロ. 氏名】 建築 次郎
 【ハ. 建築士事務所名】 (1 級) 建築士事務所 (○○) 知事登録第 ○○○○ 号
 ○○○○建築設計事務所
 【ニ. 郵便番号】 ○○○-○○○○
 【ホ. 所在地】 ○○県○○市○○町○丁目○-○
 【ヘ. 電話番号】 ○○○○-○○-○○○○

建築主以外の方が申請する場合は、委任を受けた建築士事務所名・建築士名を記入し、委任状を添付してください。

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (1 級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○○○ 号
 【ロ. 氏名】 建築 次郎
 【ハ. 建築士事務所名】 (1 級) 建築士事務所 (○○) 知事登録第 ○○○○ 号
 ○○○○建築設計事務所
 【ニ. 郵便番号】 ○○○-○○○○
 【ホ. 所在地】 ○○県○○市○○町○丁目○-○
 【ヘ. 電話番号】 ○○○○-○○-○○○○
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 意匠図、構造図等の全ての設計図書一式

設計者が複数の場合は、代表となる設計者を記入してください。

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第

全ての設計図書設計者が複数の場合、【ト. 作成又は確認した設計図書】欄に各々が作成した設計図書名を記入してください。

【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第

他の建築士が設計した図書がある場合はその他の設計者欄に記入してください。図面枠に記載の建築士名と一致させること。

【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

下に該当する場合記載します。

○構造設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物

建築士法第3条第1号に規定する建築物(一級建築士の業務独占に係る建築物)のうち、法第20条第1項第1号(高さ60m超の建築物)又は、法第20条第1項第2号(ルート2、ルート3、限界耐力計算による構造計算を行い構造計算適合性判定(ピアチェック)が義務付けられている高さ60m以下の建築物)

※増築、改築、大規模修繕・大規模模様替(増改築等)の場合は、増改築等の後に法第20条第1項第1号又は第1項第2号に該当し、一級建築士でなければ行うことができない規模の増改築等。

※法第86条の7の規定による法第20条の規定が適用されない増改築等の場合、構造設計一級建築士の関与は不要。(構造計算の安全証明書の写しの添付が必要)

○設備設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物

階数が3以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物
※増改築等の場合は、階数が3以上、かつ、床面積5,000㎡超の増改築

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

建築士法第20条第5項に規定する場合(設計に係る場合に限る。)に、建築設備士の資格を有する者について記入します。

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

申請建築物に係る全ての工事監理者を記入してください。
工事監理者が複数の場合、工事と照合する設計図書欄に各々が照合する設計図書名を記入してください。

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○○○ 号
- 【ロ. 氏名】 建築 次郎
- 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (○○) 知事登録第 ○○○○ 号
○○○○建築設計事務所
- 【ニ. 郵便番号】 ○○○-○○○○
- 【ホ. 所在地】 ○○県○○市○○町○丁目○-○
- 【ヘ. 電話番号】 ○○○○-○○-○○○○
- 【ト. 工事と照合する設計図書】 意匠図、構造図等の全ての設計図書一式

工事監理者が未定ときは、「未定:決定次第報告」と記入してください。
※工事着手前までに「建築主氏名等変更届」、又は「指定確認検査機関が定める様式」を提出してください。

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】 建設 一
- 【ロ. 営業所名】 建設業の許可(大臣)第(特-6) ○○○○号
有限会社一建設
- 【ハ. 郵便番号】 ○○○-○○○○
- 【ニ. 所在地】 ○○県○○市○○町○丁目○-○
- 【ホ. 電話番号】 ○○○○-○○-○○○○

工事施工者が2以上の場合は、代表となる工事施工者を記入し、別紙に他の工事施工者について棟別に記入してください。

工事施工者が未定ときは、工事着手前までに「建築主氏名等変更届」、又は「指定確認検査機関が定める様式」を提出してください。

【7. 構造計算適合性判定の申請】

- 申請済 ()
未申請 ()
申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済 (〇〇県〇〇センター 〇〇県〇〇市)
未提出 ()
提出不要 ()

【9. 備考】

〇〇邸新築工事

「建築物の名称」または「工事名」を記入してください。
 ※確認済証の「建築物の名称」欄に表示されます。(検査センターは「建築物の名称」欄はありません)

【申請済の場合】

申請をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。

(記載例)

■申請済 (〇〇県〇〇センター 〇〇県〇〇市)

【未申請の場合】

申請する予定の指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。申請後速やかに申請した旨を報告してください。

(記載例)

■未申請 (〇〇県〇〇センター 〇〇県〇〇市)

【提出済の場合】

提出をした登録建築物省エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入します。

【未提出の場合】

提出する予定の登録建築物省エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。申請後速やかに申請した旨を報告してください。

【提出不要の場合】

提出不要となる理由(該当する号番号等)を()内に記入してください。

評価方法等	推奨する記入内容
仕様基準	第1号イに該当
誘導仕様基準	第1号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第2号に該当 ※評価書の写しの添付又は宣誓書の提出が必要
長期優良住宅の認定または長期使用構造等の確認を受けた場合	第3号に該当 ※認定通知書又は確認書の写しの添付か宣誓書の提出が必要
高い開放性を有する部分のみ、10㎡以内の新築・増改築等	規制対象外 ※提出時に開放部分の床面積を示す図書を添付してください。

建築に係る部分の床面積が10㎡以下である場合、法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築である場合、その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。